

## 令和4年度いわて知的財産権セミナーin 釜石

### 「地域製品のブランド化」の推進、でも、そのネーミング大丈夫ですか!?

#### ～地域製品のブランド化における商標権の侵害リスク回避を学ぶ!～

主催：岩手県、一般社団法人岩手県発明協会（実施）

共催：（公財）釜石・大槌地域産業育成センター、日本弁理士会東北会

- ◆日 時：令和4年8月26日（金）13：30～15：50（セミナー）  
16：00～17：00（個別相談会）
- ◆会 場：釜石・大槌地域産業育成センター 2階大会議室（住所：釜石市平田 3-75-1）
- ◆定 員：30名程度（先着順）
- ◆対象者：市及び県等の行政機関、商工等支援団体、金融機関の方々（一般の方も参加可能）
- ◆参加料：無料
- ◆申込み：事前のお申込みが必要です。詳細は、裏面をご覧ください。

#### 【主な講義内容】

商標権侵害のリスクは、実際に商品を製造・販売し、サービスを提供する企業だけが注意すればよいのでしょうか。

昨今、地域ブランド化の一環として、商標権の権利主体ではない自治体（行政機関）、商工観光団体、金融機関などが、企業のビジネス支援、「ふるさと納税」等製品の紹介サイトの提供、展示会の主催等で、他人の登録商標を使用しているという認識がないまま、商標権を侵害する恐れのある事例も見られます。

商標法の知識は、商標権を取得しようとする者だけでなく、商標を使用する者にとっても、望むと望まざるとにかかわらず重要です。

本セミナーでは、普段、商標とあまり関わりのない方（自ら直接商標権を取得する意思がない方）を対象に、上記のような商標権侵害を回避するためにどのような対応をすればよいかなど、わかりやすく、かつ、具体的に説明します。併せて、地域製品のブランド化を推進する上で、自治体や商工観光団体などであっても、自らが商標権を取得することが、実は上記侵害回避のベストな解決手段になる場合もあります。そこで、商標登録制度について説明するとともに、併せて地域製品のブランド化の有力なツールとなる地域団体商標と地理的表示制度(GI)についても説明します。

#### 【講師紹介】



#### PD I 特許商標事務所 所長弁理士 東田 潔氏

- 1979年に岩手県立盛岡一高卒業後、東京理科大学、金沢工業大学大学院工学研究科知的創造システム専攻修了。
- 1985年にソフトウェア企業勤務を経て、特許事務所パートナー/共同経営の後、TOHDA特許商標事務所設立。
- 2016年にPD I 特許商標事務所所長弁理士、(株)国際特許開発取締役役に就任。盛岡市紺屋町と名古屋にオフィスを構える。  
特許侵害訴訟代理業務付記、AIPE 認定知的財産アナリスト
- 現在は、INPIT 知財総合支援窓口派遣専門家、県内での知財セミナーや知財授業において講師として活躍中。

## 【お問合せ・お申込み先】

■一般社団法人岩手県発明協会 担当：菊池

所在地：〒020-0857 盛岡市北飯岡 2-4-25

Tel：019-634-0684 Fax：019-631-1010

E-Mail：[associ3@iwate-hatsumei.org](mailto:associ3@iwate-hatsumei.org)

※ 事前にお申込みが必要です。

- ・お申込みは、下記の申込書をFax、郵送でお申込みください。
- ・E-Mailでお申込みされる場合は、担当 菊池宛てで上記アドレスに申込書に記載された事項を記入、若しくは記載した申込書をPDFとして送付してください。

令和4年度いわて知的財産権セミナーin 釜石  
「地域製品のブランド化」の推進、でも、そのネーミング大丈夫ですか!?  
受講申込書

1 氏名			
機関・事業 所名		役職名	
住所			
電話番号		FAX	
E-Mail			
個別相談	有・無 有の場合内容： (○×記入)		
2 氏名			
機関・事業 所名		役職名	
住所			
電話番号		FAX	
E-Mail			
個別相談	有・無 有の場合内容： (○×記入)		

※個人データの漏えいなどに対する安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じております。

セミナー実施に当たりましては、感染症防止対策に努めますが、状況によっては中止になる事もありますのでご了承ください。